

										本籍	
										氏名	
										姓	名
年	月	日	事	年	月	日	項	序	名	出生日の年月日	姓
出生地				出生地				出生地		出生日の年月日	姓
四四	一一	一〇	一二	二四	一一	二〇	司法試験第二次試験合格	二八	一	昭和三年一一月四日生	根岸重治
九	一一	一〇	一二	二六	一一	二〇	東京大学法学部法律学科卒業	二九	一	ねぎし	しげはる
一	一一	一〇	一二	二八	一一	二〇	司法修習生を命ずる	二九	一		
四四	一一	一〇	一二	三一	一一	二〇	司法修習生の修習終了	二九	一	最高裁判所	
九	一一	一〇	一二	三四	一一	二〇	検事二級（東京地方検察院検事）に採用する	二九	一	法務省	
一	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	静岡地方検察院検事に配置換する	二九	一	法務省	
四四	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	東京地方検察院検事に配置換する	二九	一	法務省	
九	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	二九	一	法務省	
一	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	五年八月二十六日までとする	二九	一	法務省	
四四	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	二九	一	法務省	
九	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	法制審議会幹事に併任する	二九	一	法務省	
一	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	第八回国際研修（アジア極東犯罪防止研修所）	二九	一	法務省	
四四	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	二九	一	法務省	
九	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	内閣法制局参事官（第二一部）に併任する	二九	一	内閣法制局	
一	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	法制審議会幹事に併任する	二九	一	法務省	
四四	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	東京高等検察院検事に配置換する	二九	一	法務省	
九	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	法制審議会幹事に併任する	二九	一	法務省	
一	一一	一〇	一二	三四	一一	二八	沖縄へ出張を命ずる	二九	一	法務省	

根岸重治

年	月	日	事	項	序	名	外務省	法務省	内閣
五 六	三	一八	最高検察庁検事に配置換する。						
五 七	八	一二	法制審議会刑事法部会委員に併任する。						
一 〇	九	一四	法務大臣官房長に充てる。						
一 一	二六	一八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を命ずる。	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	日本側代表の委嘱を解く	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	日本側代表の委嘱を解く
一 二	六	一一	最高裁判所刑事法部会委員に併任する。	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	法 務 委 員 会 委 員 の 併 任 を 解 除 す る	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く
一 一	二二	一一	大韓民国へ出張を命ずる。	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるこ とを解く
			出張期間は昭和五十二年十一月二十七日から同年十 二月六日までとする。						

根岸重治

根岸重治

根岸重治

履歷書用紙
法務省